

令和4年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年11月24日（木） 午後2時 開議  
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第~~6~~<sup>7</sup>回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第31号 沖縄県青少年育成条例に基づく宮古島市における  
立入調査要領の一部改正について
- 日程第5 議案第32号 令和4年度一般会計（教育委員会）補正予算第6号及び  
第7号予算要求について
- 日程第6 報告第2号 公用車の事故に伴う専決処分の報告について
- 日程第7 そ の 他

議案第31号

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年11月24日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施に伴い、調査員に報償費を支払う必要があり、また文言の整理もおこなう必要があるため、本案を提案します。

## 別 紙

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領の一部を改正する訓令

沖縄県青少年保護育成条例に基づく宮古島市における立入調査要領（平成28年宮古島市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「宮古島市」を「宮古島市教育委員会」に改める。

第1条中「に基づき」を「の規定により」に改め、「処理する」の次に「こととされており、宮古島市教育委員会に対する事務委任規則（平成17年宮古島市規則第169号）の本則の表15の項の規定により宮古島市教育委員会が委任されている」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「宮古島市長」を「宮古島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第1号中「宮古島市」を「宮古島市教育委員会」に改め、同条第3号中「宮古島市長」を「教育長」に改める。

第4条中「宮古島市長」を「教育長」に改める。

第6条中「様式第2号」を「様式第2号。以下「報告書」という。」に、「宮古島市長」を「教育長」に改める。

第8条中「宮古島市長」を「教育長」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（報償費）

第8条 教育長は、報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該調査員に対し予算の範囲内において報償費を支払うものとする。ただし、立入調査1件に係る1人当たりの報償費は、県が定める立入調査等権限移譲交付金の事務処理1件当たりの単価を、当該立入調査を行った調査員の人数で除して得た額とする。

様式第1号中「宮古島市長」を「宮古島市教育委員会 教育長」に改める。

様式第2号中「宮古島市長」を「宮古島市教育委員会 教育長」に改め、同様式中「

調査年月日	年 月 日	午前	時	分
		午後		

」を「

調査年月日	年 月 日	午前	時	分
		午後		
立入調査員				

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。